

# 福岡県公報

平成二十二年七月三十日  
第三千四百四十一号  
増刊 ①

## 目次

規則(第三十一号)

福岡県行政組織規則及び福岡県職員職の設置に関する規則の一部を改正する規則

(人事課)

正誤

九州歴史資料館の使用料及び手数料に関する規則(平成二十二年福岡県規則第三十号)中正誤

福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正する告示(平成二十二年六月福岡県告示第千八十一号)中正誤

福岡県行政組織規則及び福岡県職員職の設置に関する規則の一部を改正する規則

## 規則

福岡県行政組織規則及び福岡県職員職の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十二年七月三十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第三十一号

福岡県行政組織規則及び福岡県職員職の設置に関する規則の一部を改正する規則

第一条 福岡県行政組織規則(昭和三十四年福岡県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

第八条第四項中「次長を」の下に、「総務部に職務改善調査監を」を加える。

第二条 福岡県職員職の設置に関する規則(昭和五十年福岡県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

別表の一 本庁の表中

5 副理事	上司の特命に係る事務を処理する。
5 副理事	上司の特命に係る事務を処理する。
5の2 職務改善調査監	上司の命を受け、事務事業の適正な運営、服務規律の確保その他の職務に係る調査及び改善に関する事務を掌理する。

改める。

附則

この規則は、平成二十二年八月一日から施行する。

に を

22 ・ 6 ・ 30	22 ・ 6 ・ 30			発行年月日
3129 増刊	3129 増刊			番号 公報
告示	規則			種類
1081	30			番号 同上
6	5	4	3	ページ
				上
				下
7 3 後 及 び	1	1	1	行
表中				備考
小郡特別支援学校	第6条関係			正
小郡養護学校	第5条関係			誤

正  
誤